

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年9月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年9月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ宮之城店

薩摩郡さつま町旭町10番地2号 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成31年4月22日

3 意見の概要

以下の点に配慮をお願いします。

- (1) 学生の通学路であるため、荷物搬入等での出入りに十分注意し、安全を確保すること。
- (2) 日中、特に夜間における搬入等および、客寄せの音楽等による騒音に留意すること。
- (3) 車両のライトや店外照明等に留意すること。